

本案は、不当利得の返還等請求に関する民事訴訟を提起するものです。

【事件の概要】

○当事者

原告：港区

被告：個人（病院開設者）

○概要

港区（以下「区」といいます。）は、埼玉県内の病院の開設者である個人（以下「病院開設者」といいます。）に対して、区の国民健康保険被保険者に係る診療報酬^{※1}又は高額療養費^{※2}を支払い、又は負担しています。

厚生労働省関東信越厚生局が実施した施設基準等に係る適時調査により、一部の期間の診療について、この病院が施設基準を満たしていなかったことが判明しました。

これを受け、病院開設者が、区が支出した診療報酬及び高額療養費の一部について、不当に利得を得ていたことが判明しました。

区は、病院開設者に対して本件不当利得の返還請求を行いました。が、病院開設者は、返還を一切しませんでした。

その後、区は、病院開設者に対して督促を行いました。が、病院開設者は、令和5年11月20日において、本件不当利得を返還していません。

よって、区は、病院開設者を被告として、本件不当利得等の支払を求める訴えを提起します。

【不当利得額】

種 別	金 額
診療報酬	146万9,986円
高額療養費	48万1,896円
計	195万1,882円

※1 診療報酬とは、医療行為の対価として、国民健康保険法に基づき国民健康保険の保険者から医療機関等に支払われる報酬をいいます。

※2 高額療養費とは、医療機関等での窓口負担額が自己負担限度額を超えた場合に、国民健康保険法に基づき、自己負担限度額を超えた部分が保険者から支給されるものをいいます。